

再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例（案）の概要へのご意見及び市の見解について

項目	意見No	意見の概要	意見に対する市の見解
条例全般	1	再生可能エネルギー発電事業に対して条例を制定すべきである。	<p>本市においても、事業者の管理不足による近隣の環境への悪影響の発生や事業者からの住民等への説明不足などにより、住民が不安を抱えて市へ相談される件数も増加しています。</p> <p>本条例においては、再生可能エネルギー発電事業を実施するときは、事業者に対して事業の計画等について住民等への説明を義務付けることで、住民等と事業者の間でコミュニケーションの場を設け、良好な関係が構築されることを目指しております。</p>
	2	今後、自分のように太陽光発電施設によって生活環境が悪化することがないように条例を制定すべきである。	
	3	説明もなく太陽光発電施設を建設すると突然知らされても全く分からない。	
	4	住民に説明もなく太陽光発電施設が設置されることはおかしい。	
	5	突然隣の土地に太陽光発電施設が設置され、周囲の景色が見えなくなった。建設後は、意見を言いたくてもどうすることもできない。	
	6	太陽光発電施設の高さの規定を設けるべきである。	<p>関係法令に再生可能エネルギー発電設備の技術基準に関して規定されておりますので、本条例では規定する必要はないと考えております。</p>